

西区区民交流スペースの利用について

(目的)

区民交流スペースは、区民の皆様のまちづくり活動、地域コミュニティ活動並びに生涯学習活動を支援し、区民の皆様の情報交流や情報発信並びに学習の場を提供することを目的とします。

(利用対象者)

西区でまちづくり活動、地域コミュニティ活動や生涯学習活動に寄与されている団体で、あらかじめ区に登録していただいた団体もしくは団体に所属する個人とします。

(利用設備)

① 展示スペース

展示パネル12枚(幅95cm 高さ185cm 表裏使用可)

② ミーティングスペース

会議室A(約24名収容)、会議室B(約30名収容) 会議室A・Bをつなげて使用することもできます。

(利用日、利用時間)

原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分(土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)とします。

(利用方法)

- ① 区役所に利用登録申請書を提出し、団体等の利用登録の許可を得てください。
- ② 具体的な利用の際には、利用申請書を提出し、使用の許可を得てください。

(受付・利用期間)

① 展示スペース

・最長1ヶ月を単位とし、先着順に利用開始日の2ヶ月前から前日の間の平日に受け付けます。

② ミーティングスペース

- ・最長1日を単位とし、先着順に利用日の2ヶ月前から当日までの間の平日に受け付けます。
- ・原則として1団体につき月3回の利用を上限とします。
- ・同一申請日に利用申請が重複した場合は、抽選となります。

なお、利用許可後であっても、大阪市・西区役所の業務で優先使用することがありますので、あらかじめご了承ください。

(利用料)

無料です。

(利用にあたっての注意事項)

- ・利用にあたって他の区民、建物、施設に傷をつけたり、騒音を鳴らすなどの迷惑行為のある場合や営利行為、政治行為、宗教行為での使用はご利用になれません。
- ・利用後は机・イスなどをもとどおりにし、ごみや空き缶などはお持ち帰りください。
- ・施設内は禁酒・禁煙で、火気の使用もできません。
- ・建物、施設に傷をつけた場合は、実費で弁償していただきます。
- ・利用に際してのあらゆる事故等の責任は負いません。
- ・これらの注意事項を守っていただけない場合は、登録を取り消し、利用を中断またはお断りすることがあります。